高知市立義務教育学校土佐山学舎 部活動の方針

1 本校における部活動の位置づけ

本校においては、部活動を「生徒の自主的、自発的な参加により、行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」(平成29年7月告示中学校学習指導要領第1章総則第5の1のウ)の記述に基づき、学校教育の一環として位置付ける。

本校における全ての教育活動は、学校教育目標「ふるさとに誇りをもち、将来をたくましく、豊かに、勇気をもって生き抜く児童生徒の育成」の具現化を目的として行われる。 部活動も同様である。

- 2 本校における部活動の適切な運営のための体制整備
 - (1) 部活動運営方針の策定等に関すること
 - ア 校長は、高知市運動部活動ガイドラインを参考に毎年度「高知市立義務教育学校 土佐山学舎部活動運営方針」を策定する。本方針には文化部も含めるものとする。
 - イ 校長は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月 の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を担当職員 に作成させ、提出をさせるものとする。
 - ウ 校長は、アの内容を毎年、後期課程全生徒に説明するともに、保護者にはPTA 総会後の「部活動保護者説明会」で説明する。
 - (2) 部活動の指導・運営に係る体制の構築について
 - ア 校長は平成31年度、本校に以下の部活動を置く。

【体育部】

バドミントン部 (男女)

【文化部】

英語部 (男女)

- イ 校長はアの各部活動に対して顧問・副顧問を配置する。
- ウ 本校生徒は、全員アのどちらかの部に所属することを原則とし、顧問に入部届 を提出することで部員となることができる。
- エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を 把握し、生徒が安全にスポーツ・文化活動を行い、教員の負担が過度とならない よう、必要に応じて指導・是正を行うものとする。
- オ 校長は、PTA総会で承認された部活動補助金を各部活動に配分して活動を させることとする。なお、活動費が不足する場合には、部活動保護者説明会にお いて説明し、理解を得たうえで部活動費を徴収することができるものとする。部 活動費の額については部活動保護者説明会で決定し、徴収及び予算・決算・監査 等の管理については学校が管理するものとする。
- カ 校長は、必要に応じて顧問・副顧問会、キャプテン会、部活動集会を開催し、 生徒の自治活動を援助することに努めるものとする。

- 3 本校における合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組について
 - (1) 適切な指導の実施
 - ア 校長及び顧問・副顧問は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
 - イ 校長及び顧問・副顧問は、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。また、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うため、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力する。

(2) 適切な休養日等の設定

- ア 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設けることを基準とする。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という)は少なくとも1日以上を休養日とすることを基準とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えることを基準とする)
- イ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行うことを基準とする。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を 行うことができるよう、ある程度長期の休養期間 (オフシーズン) を設けることを 基準とする。
- ウ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度を基準とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- エ 定期考査発表中における部活動停止期間を設ける。
- (3) 熱中症事故の防止

ア 校長及び顧問・副顧問は、熱中症の予防に最大限の努力を行う。

- 4 学校単位で参加する大会等の見直し
 - ア 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問・副顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

5 その他

- (1) 台風等の接近や集中豪雨、地震等への対応
 - ア 授業日については、学校及び市教委が行う判断通りとする。
 - イ 授業日以外の練習については、活動時間内に「大雨」「洪水」「暴風」のいずれかの警報が高知市に発令される可能性のある場合は、前日に活動を中止することと する。なお、対外試合等の場合は、顧問・副顧問から連絡を行うこととする。
- (2) 細則の制定

校長は、本方針に基づいた運営細則を作成し、生徒及び保護者に説明することとする。

高知市立義務教育学校十佐山学舎 部活動運営細則 (案)

- 1 適切な休養日等の設定に関すること
 - ・同じ週に土曜日・日曜日と連続で対外試合等があった場合の対応
 - ⇒ 次の週に予定されている平日の休養日に加えて新たにもう一日平日の休養日を 設けることを原則とする。次の週の土日を連続で休養日とすることも可能とする。
- 2 教員の特殊業務手当に関すること
 - ・ 3 時間の特殊業務手当が新設された場合の対応
 - ⇒ 4時間の特殊業務が原則なくなるとのことなので3時間の申請をする。
- 3 教員の働き方改革との関連に関すること
 - ① 月に1回程度の定時退庁日との関連について
 - ⇒ 月に1回程度設定する定時退庁日には、全ての部活動の平日休みを合わせることで、教員が休養を取りやすい環境を創ることとする。
 - ② 夏季休業中の閉庁日との関連に関すること
 - ⇒ 平成 31 年度に予定されている閉庁日の8月 13 日 (火) 14 日 (水) 15 日 (木) には部活動を行わないことを原則とする。ただし、公式戦及びコンクール等が近くにある場合や中体連専門部や競技団体主催の合宿等がある場合には校長の許可を得て、実施することができるものとする。